

原告意見陳述書

平成29年8月30日 桜井昌司

一点に絞って申し上げます。

まだ再審請求審当時から、検察は「弁護人が開示を求める証拠は、茨城県警の根本町倉庫に保管してあったが、洪水で窓ガラスが破損して流出した」と弁解していました。

私が、この国賠裁判を提起してからも、茨城県警は、同じように「窓ガラスが破損して、そこから証拠が流出した。どのような証拠を保管していたかの保管簿も含めて流出した」と主張していたことは、裁判官もご存じのとおりです。そして、裁判所は、その主張のままに認め「証拠の提出はしなくて良い」とする判断をしました。

ところが、高裁での審理では、「破損したならば窓ガラスの修理記録があるはずで提出するように」と求められた茨城県警は、修理記録を提出しませんでした。それで「誰か洪水後に倉庫に行った人はいないのか」と裁判官に質されたところ、即座に「小池がいます」と返答しました。その結果「小池氏の答弁書面」が提出されたわけですが、「布川事件関係の証拠を保管していた辺りに、汚れた団ボール箱があった。警察車両が運び去ったが、どこへ運んで、どうしたかは判らない。窓ガラスの破損は見えていない」とする書面でした。

当法廷の裁判官の判断は誤っていました。窓ガラスは壊れていなかったのです。

きっと、この根本町倉庫の洪水問題に関する書面を作成される代理人は、心苦しく感じてられるだろうと察します。即座に代理人が「小池氏の存在」を語った高裁でのやり取りを見れば、茨城県警が小池氏の存在を知っていたことは明らかです。窓ガラスが破損していないことなど、とっくの昔に知っていたのです。

口頭弁論や進行協議のたびに、茨城県警関係者や検察庁に原籍を持つ法務省関係者が出席しますが、皆さんは、これらの嘘を恥ずかしいとは思わないのでしょうか。

なぜ警察も検察も知っていながら嘘を語っていたのでしょうか。

布川事件で真実が明らかになるのを防ぐためです。私たちが無実であることを示す証拠を法廷に出さないためです。この様なことは、私から言わなければならないことでしょうか。

長く警察と検察が主張した「窓ガラス破損」が嘘と明らかになっても、残念ながら私たちの求めた「茨城県警の保管する証拠」の提出命令は出ませんでした。本当に残念です。

冤罪は、警察や検察だけの問題ではありません。裁判所にも問題があります。

警察や検察が嘘を語っても、それを言うがままに認める裁判所があるから、警察も検察も、平然と嘘を語ります。何時までも嘘を頼りとした冤罪作りを止めないのです。

冤罪は、裁判所が勇気を持って、真理と道理に立脚した判断をしなければ救われません。冤罪者は裁判所が頼りなのです。嘘を許すような裁判を止めさせるのは、裁判官にしかできないのです。

この国賠裁判に私は布川事件の真相解明を求めましたが、存在することが明らかで、裁判所が提出を求めた杉山の録音テープさえも検察庁は提出していません。存在するものさえも隠し通してしまう検察。洪水を奇貨として証拠を隠してしまう警察。

虚偽や隠蔽が断罪されないまま裁判が進行していいはずがありません。

布川事件は、今年で50年となりましたが、何十年の歳月が過ぎようとも、その記録に存在する事実は揺るぎません。

裁判官の皆さんが、記録と事実に基づいて道理ある判断をして下さいますように、心からお願いします。

以上